

第 10 回 農業委員会総会議事録

平成 30 年 4 月 26 日開会

中標津町農業委員会

平成30年4月26日、第10回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

| | | | |
|-----|-----|---|---|
| 1番 | 長谷川 | 孝 | 二 |
| 2番 | 田中 | 洋 | 希 |
| 3番 | 竹村 | | 聡 |
| 5番 | 田中 | 世 | 一 |
| 6番 | 瀧本 | 和 | 男 |
| 7番 | 須崎 | | 智 |
| 9番 | 和泉 | 光 | 広 |
| 10番 | 後藤田 | 宏 | 幸 |
| 11番 | 高橋 | 正 | 一 |
| 12番 | 赤波江 | 信 | 二 |
| 13番 | 國光 | 達 | 男 |
| 15番 | 中村 | 正 | 生 |
| 16番 | 笠原 | 康 | 博 |
| 17番 | 氏家 | 康 | 夫 |
| 18番 | 本田 | 信 | 幸 |

本日欠席した委員

| | | | |
|-----|----|---|---|
| 4番 | 武田 | 健 | 治 |
| 8番 | 上原 | 房 | 子 |
| 14番 | 小林 | | 亨 |

附議した案件

- (イ) 議案第53号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ロ) 議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (ハ) 議案第55号 現況証明願いについて
- (ニ) 議案第56号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ホ) 議案第57号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ヘ) 報告第29号 農地法第4条許可書の交付について
- (ト) 報告第30号 農地法第5条許可書の交付について
- (チ) 報告第31号 農地法第3条3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について
- (リ) 報告第32号 農業経営改善計画認定について

本日出席した職員

| | |
|------|------|
| 事務局長 | 吉川裕二 |
| 庶務係長 | 桐島秀一 |
| 農地係長 | 葛西利光 |
| 係 | 本田文子 |

(開会 10時30分)

議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、15名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第10回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
7番、須崎 智 委員。
9番、和泉 光広 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。

事務局長 3月22日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。
項目につきましては、お配りの資料をご覧くださいと存じます。
はじめに、3月23日中標津町農業後継者対策協議会主催により、平成29年度「フレッシュミズのつどい」を寿宴にて開催しました。後継者へ嫁いで10年目までの方を対象としまして、今回は5名が参加されました。
午前中は保健師による肩こり改善ストレッチ教室、午後からは昼食を兼ねた懇親会により親交を深めたところであります。

つぎに、3月27日役場302号会議室におきまして、中標津町都市計画審議会が開催され、委員として会長が出席されました。

つぎに、3月28日役場201号会議室におきまして、中標津町農業振興協議会が開催され、会長、会長代理、事務局長が出席しております。

太陽光発電施設設置のための農用地区域からの除外が2件あり、申請通り承認されております。

つぎに、平成30年度根室地方農業委員会連合会定期総会及び平成30年度根室地方農業者年金協議会総会並びに平成30年度地区別農業委員会会長・事務局長会議が4月9日、別海町役場で開催され、会長、会長代理、事務局長が出席しております。

根室地方農業委員会連合会定期総会と根室地方農業者年金協議会定期総会におきましては、平成29年度の事業報告、決算報告、監査報告、平成30年度の事業計画案と収支予算案が議事として提案され、承認されたところであります。

北海道農業会議主催の平成30年度地区別農業委員会会長・事務局長会議におきましては、農業会議から佐久間専務理事と水尻調査役が出席され、平成31年度農業・農業委員会関係予算並びに政策要請に向けた検討について、5月30日に東京で行われる北海道選出国會議員に対する要請集会における要請事項として原案が示され検討しております。

つぎに、4月23日役場301号会議室におきまして、第39回家族協定調印式を開催し、平成29年度に経営委譲した6組のご家族にお集まりいただき、会長、中標津町農協組合長、地区担当農業委員の立会いのもと、家族協定書に調印を行いました。また、来賓として中標津町長と根室農業改良普及センター北根室支所長のご臨席をいただき、ご挨拶をいただきました。当日は、ご多忙のなか農業委員の皆様にもご出席いただき誠にありがとうございました。

最後に、4月25日に第2回臨時議会が開催され会長が出席されました。

以上で会務報告を終わります。

議長 以上で会務報告を終わります。

日程3、議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 赤波江委員。

赤波江委員 上程になりました議案第53号「農地法第3条の規定による許可申請について」

(1) について説明致します。3ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積115,872㎡ほか7筆、合計畑693,604㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に再度使用貸借するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を継承するもの。

4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平

成 30 年 4 月 26 日から平成 40 年 4 月 25 日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図については、4 ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、使用貸借していた農地について、後継者に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(1) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

(2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國光委員。

國光委員 議案第 5 3 号 (2) について説明いたします。5 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 39,909 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者に再度使用貸借するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を継承するもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成 30 年 4 月 26 日から平成 40 年 4 月 25 日。6、当事者の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。

7、見取図につきましては、6 ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、使用貸借していた農地について、後継者に再度使用貸借の設定をするものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(2) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

(3) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 議案第 5 3 号 (3) について説明致します。7 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積 55,553 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、農地所有適格法人に使用貸借するもの。借主、使用貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を移転しようとする契約の内容、利用権の設定、使用貸借。5、期間。平成 30 年 4 月 26 日から平成 40 年 4 月 25 日。6、当事者の経営状況、構成員〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。7、見取図につきましては 8 ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、農地所有適格法人に所有農地を使用貸借設定するものであります。別添の調査書のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(3) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり可決されました。
日程 4、議案第 5 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程致します。

(1) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國光委員。

國光委員 上程になりました、議案第 5 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」

(1) について説明いたします。10 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、野付郡別海町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、現況、採草放牧地、面積 18,916 m²の内 8,884 m²ほか 1 筆、合計採草放牧地 12,201 m²。3、許可を受けようとする事由。砂利採取のため。4、転用の期間。平成 30 年 6 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日。5、権利の種類、賃貸借権。6、採取量、砂利、28,644 m³。7、最大切深、3.3m。8、見取図につきましては 11 ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、砂利採取のため申請があったものです。

申請地において新規の砂利採取を行なおうとするもので、当該農地分に係る申請面積は 12,201 m²となっております。

平成30年3月28日に農地委員会及び第2地区推進班で現地調査を行い、建設工事に必要な資源採取のための一時転用であり、採取後は隣接する山林が農地としての利用が可能となることから、別添の農地法第5条調査書のとおり転用は止むを得ないものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり、北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって、本案は原案のとおり意見聴取致します。
日程5、議案第55号「現況証明願いについて」を上程致します。
(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 中村委員。

中村委員 上程になりました、議案第55号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。13ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。
2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積9,261㎡、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、雑種地。3、申請の理由、地目変更登記のため。
4、見取図は14ページのとおりです。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
公簿が畑で現況が雑種地となっていた土地について地目変更するものです。
平成29年10月26日、第1地区推進班で農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 議案第55号(2)について説明いたします。
15ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 47,723 m²の内 17,257 m²、〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、面積 3,821 m²の内 2,326 m²、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、原野。3、申請の理由、砂利採取計画認可申請のため。

4、見取図は16ページのとおりです。

本案件につきましては、砂利採取計画認可申請のため申請があったものです。

対象地は農業振興地域内の農用地区域外となっております。

平成30年4月9日、第1地区推進班で農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 議案第55号(3)について説明いたします。

17ページをお開きください。

(3) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 300 m²、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、雑種地。3、申請の理由、地目変更登記のため。

4、見取図は18ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

公簿が畑で現況が雑種地となっていた土地について地目変更するものです。

平成30年4月10日、第2地区推進班で農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 議案第55号(4)について説明いたします。

19ページをお開きください。

(4) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 130 m²、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 1,826 m²、〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、面積 1,596 m²、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 736 m²、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、原野及び山林。

3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は20ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

公簿が畑及び牧場で現況が原野または山林となっていた土地について地目変更するものです。平成28年11月30日、第2地区推進班で農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(5)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 國光委員。

國光委員 議案第55号(5)について説明いたします。

21ページをお開きください。

(5)1、申請人の住所、氏名。

野付郡別海町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、面積 22,519 m²、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、原野。〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、面積 18,916 m²、〇〇〇〇番〇〇、公簿、牧場、面積 5,010 m²。現況、採草放牧地、利用状況、採草放牧地。3、申請の理由、砂利採取計画認可申請のため。

4、見取図は22ページのとおりです。

本案件につきましては、砂利採取計画認可申請のため申請があったものです。

対象地は農業振興地域内の農用地区域となっております。

平成30年3月28日に農地委員会及び第2地区推進班で確認しております。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(6)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 議案第55号(6)について説明いたします。23ページをお開きください。

(6)1、申請人の住所、氏名。

恵庭市〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 17,974 m²、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 16,216 m²、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 1,724 m²、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 2,689 m²、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 2,173 m²、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 2,739 m²、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 84,621 m²、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、原野。3、申請の理由、地目変更登記のため。4、見取図は24ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

公簿が畑で現況が原野となっていた土地について地目変更するものです。

平成30年3月28日に農地委員会及び第2地区推進班で農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。

議長 説明が終わりましたので、(6)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(7)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 田中洋希委員。

田中洋希委員 議案第55号(7)について説明いたします。25ページをお開きください。

(7)1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 119,218 m²の内 711 m²、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、雑種地。3、申請の理由、地目変更登記のため。

4、見取図は26ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

公簿が畑で現況が雑種地となっていた土地について地目変更するものです。

平成30年4月18日に第5地区推進班で農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(7)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(8)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 氏家委員。

氏家委員 議案第55号(8)について説明いたします。27ページをお開きください。

(8)1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿、畑、面積 3,589 m²、現況、農地・採草放牧地以外、利用状況、雑種地。3、申請の理由、地目変更登記のため。

4、見取図は 28 ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

申請地は既に 5 条転用済みで、公簿が畑で現況が雑種地となっていた土地について地目変更するものです。平成 30 年 4 月 18 日に第 4 地区推進班で農地・採草放牧地以外の土地であることを確認しております。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(8) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第 55 号「現況証明願いについて」本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程 6、議案第 56 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。

(1)(2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第 56 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)・(2) について説明いたします。

30 ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 38,930 m²ほか 15 筆、畑 277,095 m²、採草放牧地 3,361 m²、合計 280,456 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日まで。6、価格、年 945,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は 32 ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。33 ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年令

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 50,815 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い貸貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い貸貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、貸貸借。5、期間、平成 30 年 5 月 1 日から平成 35 年 4 月 30 日まで。6、価格、年 140,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇 m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は 3 4 ページのとおりです。

この案件につきましては、貸貸借の期間が満了することに伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3) から (5) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 議案第 5 6 号 (3) から (5) について説明いたします。

3 5 ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 74,674 m²の内 70,414 m²ほか 1 筆、合計畑 119,890 m²。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い貸貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い貸貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、貸貸借。5、期間、平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日まで。6、価格、年 124,000 円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇 m²。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は 3 6 ページのとおりです。

なお、(4) につきましても貸主が同一でありますので、貸主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。3 7 ページをお開きください。

(4) 借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積 61,535 m²の内 48,000 m²。

利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い貸貸借を再設定するもの。借主、期間満了に伴い貸貸借を再設定するもの。4、権利を設

定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年5月1日から平成31年4月30日まで。6、価格、年50,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は38ページのとおりです。

この2件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。39ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年令。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積96,890㎡。利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い農地所有適格法人に借主を変更して再設定するもの。借主、賃貸借を受けて農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、利用権の設定、賃貸借。5、期間、平成30年5月1日から平成35年4月30日まで。6、価格、年368,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、借主の経営状況、家族〇〇人、農従者〇〇人、経営地、計〇〇〇〇㎡。家畜、牛〇〇〇頭。9、適用、農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は40ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間が満了することに伴い、借主を農地所有適格法人に変更して再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)から(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第56号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程7、議案第57号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。
内容を事務局から説明願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第57号「農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要

件の確認について」事務局よりご説明致します。

42ページをお開きください。

平成29年度分といたしまして

(有)〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇、
(有)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇

以上9件の提出がありました。

平成30年4月4日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、いずれも農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。

以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本件は承認されました。

日程8、報告第29号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第29号「農地法第4条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。

先に開催した総会において承認されました農地法第4条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。

46ページをお開きください。

許可日、平成30年3月20日付。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

申請人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積2,400㎡ほか1筆。合計畑2,815㎡。3、許可期間は平成30年3月20日から永年となっております。

以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。

日程9、報告第30号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第30号「農地法第5条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。

先に開催した総会において承認されました農地法第5条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。

48ページをお開きください。

許可日、平成30年3月20日付。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇 〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積48,677㎡の内8,053㎡。

3、許可期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日となっております。

なお、(2)・(3)につきましても借主が同一でありますので、借主の氏名等省略し、一括してご説明いたします。49ページをお開きください。

許可日、平成30年3月20日付。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿畑、現況畑、面積40,684㎡の内18,520㎡ほか1筆。合計畑20,883㎡。

3、許可期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日となっております。

50ページをお開きください。

許可日、平成30年3月20日付。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇〇〇。

2、土地の表示、〇〇〇〇番〇〇、公簿山林、現況畑、面積9,919㎡の内3,041㎡ほか1筆。合計畑15,446㎡。

3、許可期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日となっております。

以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。
日程10、報告第31号
「農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第31号「農地法第3条第3項の規定の適用による農地等の利用状況報告について」ご説明致します。52ページをお開きください。
平成30年4月2日に受理しました、平成29年度の報告書で、〇〇〇〇〇〇〇〇のものがございます。
内容は記載のとおりで、貸借の許可を受けた農地について適性に利用されており、業務執行役員の年間従事日数も要件を満たすものでありました。
以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。
日程11、報告第32号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。
内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第32号「農業経営改善計画認定について」、事務局よりご説明致します。
議案の54ページをお開きください。
今回につきましては、平成26年2月20日～平成30年1月23日付けで、認定のあった9件について記載しております。
新規認定は2件、再認定は6件、変更は1件。以上報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。
以上で本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第10回総会を閉会致します。
ご苦労さまでした。
(閉会 11時08分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年4月26日

会 長 本 田 信 幸

7 番 須 崎 智

9 番 和 泉 光 広